

○ 「いのちを守る小田原」 推進会議設置要項

(平成 23 年 5 月 27 日)

1 目的及び設置

東日本大震災による影響を踏まえ、「いのちを守る小田原」の実現という視点に立った緊急的な対策及び中長期的な取組を総合的に推進するため、「いのちを守る小田原」推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

2 所掌事務

会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 本市の災害対策、経済対策及びエネルギー対策等の総合的な推進に関する事項
- (2) 東日本大震災の被災地及び被災者支援の総合的な推進に関する事項
- (3) その他必要な事項

3 組織

- (1) 会議は、市長、副市長、教育長、病院長、理事、部長（診療部長及び看護部長を除く。）、消防長、局長及び会計管理者の職にある者をもって構成する。
- (2) 会議は、市長が招集し、及び主宰する。
- (3) 市長は、必要に応じて関係職員を会議に出席させることができる。

4 部会

会議は、実務的な事項の調査検討及び連絡調整のため必要があるときは、部会を設置することができる。部会の構成員は、市長が指名する。

5 会議の庶務

会議の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

6 その他

- (1) 前各項に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、市長が定める。
- (2) 会議は、平成 23 年度末の時点で、会議設置目的の達成状況について精査し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

附則

この要項は、平成 23 年 6 月 2 日から施行する。